

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害リスク

【奄美市】(防災計画より)

奄美市(以下「当市」という。)は、鹿児島港から南へ航路距離383kmの地点にある奄美大島の北部と中央よりやや北東に位置し、北部は間に龍郷町を挟み、飛び地となっている。西は大和村、宇検村に隣接し、南は瀬戸内町に隣接する。北西を東シナ海、南東を太平洋に面している。

地形は古成層とこれを貫く火成岩からなる急峻な山稜性である。主要河川として、東海岸の住用湾に注いでいる住用川(18.1km)及び役勝川(17.5km)のほか大川などがあるが、いずれも短小急流河川である。

海岸線は変化に富み、概して良湾良港に恵まれている。なかでも名瀬港は群島唯一の重要港湾で、貨客船の出入が頻繁にあり、物流の拠点施設である。

新奄美空港(第3種空港)が昭和63年、現所在地に移転開港し、鹿児島、福岡、大阪、東京、那覇及び群島内の空港との間を結んでいる。

道路は、奄美大島道路網の骨格である国道58号をはじめ、県道が着実に整備されてきている。

当市の気象は亜熱帯海洋性に属し、年平均気温約22℃、年間降水量約2,900mmで四季を通じ温暖である。

このほか亜熱帯地域の特徴に台風があるが、本市から500km以内を通過する台風は年平均5.3個、300km以内だと年平均3.3個である。

1 風水害

気象災害のうち、特に災害の大きいのは台風である。7月から9月にかけて台風が襲来することが多く、奄美地方から300km以内に接近及び通過した台風は、年平均で3.3個となり、過去に暴風、大雨、土砂災害等を原因とする甚大な被害を与えてきた。

特に、平成22年10月18日から21日にかけての奄美地方の大雨(豪雨)では、前線が停滞し、南シナ海にあった台風第13号からの湿った空気の流れ込みにより大気状態が非常に不安定となり、24時間降水量は多い所で700ミリ(奄美市住用町)を超え、過去最大の豪雨災害となった。

2 地震・津波災害

奄美地方では、明治44年の喜界島近海地震、昭和45年の奄美大島近海地震、平成7年の奄美大島近海地震(喜界島南東沖)等の被害を伴う地震が発生しており、九州内では、日向灘、別府・島原地溝帯とともに地震活動が活発な地域で、大きな地震の頻度も高い地域である。明治44年6月15日23時26分喜界島近海に発生した地震(マグニチュード8.0、推定震度6)は、南西諸島地域では最大級の地震で、有感域は非常に広く、台湾から東北地方までに及び、奄美大島やその付近の島々では、被害が著しく、死者12名、全壊家屋422戸であった。

昭和45年1月1日4時01分に発生した地震(マグニチュード6.1)は、奄美大島一帯で地鳴りを伴い、名瀬測候所で震度5を観測した。幸い死者はなかったが、市街地で負傷者数名、建築物、道路の亀裂、家屋の損壊、がけ崩れなどの若干の被害が発生した。

旧名瀬市の被害額は約6,500万円(大島郡内で1億2,500万円)に達した。

当市においては、県が平成24年度(2012年度)～25年度(2013年度)に実施した地震等災害被害予測調査結果を基に、南海トラフ地震、奄美群島太平洋沖地震(北部)と比較し、最大被災ケースを災害想定として位置付ける。

【大和村】（防災計画より）

【地理・地形・地質】

大和村（以下「当村」という。）は、鹿児島県の南方380 km、北緯28 度20 分、東経129 度20 分奄美大島南西部に位置している。

主要地方道、名瀬・瀬戸内線が海岸線を走り、その沿線に当村を構成する11 集落全てが海に面して点在する。総面積は88.26 km²で、その88%が森林である。

河川は奄美市住用町に注ぎ込む住用川及び川内川の上流域と、この2河川の北側の稜線から東シナ海に注ぎ込む大和川（と、その支流である三田川）、湯湾岳の北側斜面を東シナ海に注ぎ込む名音川が当村の主要な河川であるが、そのほかにも小河川があり、いずれも短小急流河川である。

地層は中生代の地層で奄美大島の中では、最も古く「チャート」と呼ばれる地層である。

【気象概況】

亜熱帯海洋性気候で年間を通して降雨量が多く、平均約21℃の温暖な気候である。梅雨は5月上旬から6 月下旬、梅雨明けとともに台風シーズンとなり、10 月頃まで続く。近年は台風シーズンに限らず頻繁に集中豪雨に見舞われるようになり、各種災害を引き起こす要因となっている。

本計画においては、当村の特性や過去の災害の発生状況等を踏まえ、村民生活・地域社会に影響を及ぼすリスクとして、当村において最も発生頻度が高く、全国的にも甚大な被害をもたらしている「大雨による浸水・土砂災害」、近年、温暖化等により大型化・強大化する「台風による風水害及び高潮災害」、さらには、今後発生が懸念される「奄美群島太平洋沖地震（北部）による地震・津波災害」などの大規模自然災害を想定します。

【地震・津波】

南海トラフ地震については、発生の切迫性が指摘されており、平成25年12月施行の「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、当村においては、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されたところであります。

（感染症）

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、国民の大部分が免疫を獲得していない、未知のウイルスがまん延することは、医療体制が脆弱な当市・当村においては、多くの市民・村民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

（2）商工業者の状況

- ・商工業者等数 467人（令和3年11月末現在）
- ・小規模事業者数 432人（令和3年11月末現在）

【内訳】

業種		商工業者数			小規模事業者数			備考
		笠利	住用	大和	笠利	住用	大和	
	農業、林業	1			1			
	漁業	1			1			
	鉱業、採石業、砂利採取業		1	1		1	1	
	建設業	51	9	10	49	8	9	

商 工 業 者	製造業	51	10	3	50	6	2	
	電気、ガス、熱供給、水道業	2			1			
	情報通信業	3			3			
	運輸業、郵便業	5	1		4	1		
	卸売業、小売業	82	13	17	76	13	17	
	金融業、保険業	2						
	不動産業、物品賃貸業	13	2		10	2		
	学術研究、専門・技術サービス業	7	1	1	7	1	1	
	宿泊業、飲食サービス業	63	9	7	62	9	6	
	生活関連サービス業、娯楽業	47	12	2	47	12	2	
	教育・学習支援業	2			2			
	医療・福祉	6			6			
	複合サービス業	6	4	4	2	1	2	
	サービス業	12	3	3	12	3	2	
	小 計	354	65	48	333	57	42	
	合 計	4 6 7			4 3 2			

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・防災計画の策定
- ・防災訓練の実施（年1回）
- ・防災教育等、自主防災組織の結成推進
- ・防災備品の備蓄
- ・防災マップの作成及び全戸配布
- ・奄美市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当村の取組

- ・防災計画の策定
- ・防災訓練の実施（年1回）
- ・防災教育等、自主防災組織の結成推進
- ・防災備品の備蓄
- ・防災マップの作成及び全戸配布
- ・大和村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

3) あまみ商工会（以下「当会」という。）の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・鹿児島県火災共済協同組合／東京海上日動火災保険と連携した損害保険への加入促進

- ・ 当市・当村が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・ 復旧・復興に対する金融あっせん支援

Ⅱ. 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

さらには、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、出社自粛の基準や、感染拡大に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ. 目標

- ①地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ②巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害時等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
- ③発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市及び当村との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ④発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～ 令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市及び当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 『奄美市地域防災計画』並びに『大和村地域強靱化計画』について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・ 当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから事業者を守り事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、当市及び当村から提供されている最新のハザードマップ等の防災ツールを活用しながら、事業所別の災害リスク及びその影響を軽減するための取組、保険会社や全国商工会連合会等から提供される対策について説明を行う。
- ・ 当市・当村広報誌、各ホームページ等を活用し、防災に関する国の施策の案内やリスク対策の必要性、損害保険の概要や事業者 BCP の取組事例の紹介等を行う。
- ・ 地区内小規模事業者に対し、事業者 BCP（迅速な取組に向けた簡易版含む）策定の助言指導を行う。
- ・ 事業継続力強化支援に関する専門家を招聘し、地区内小規模事業者に対して普及啓発セミナーや行政の施策紹介、損害保険等の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

【災害リスクの周知に関する目標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業者 BCP 策定件数	1 件	1 件	2 件	2 件	2 件
専門家派遣件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
セミナー等開催回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和3年12月に事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・ 鹿児島県火災共済協同組合等や保険会社等に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲載依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・ 小規模事業者の事業者 BCP 策定等取組状況について定期的に確認を行う。
- ・ 毎年度、（仮称）奄美市及び大和村事業継続力強化支援協議会〔構成員：当会（法定経営指導員の

参画含む)、を年1回(6月)開催し、本年度中の地区内小規模事業者、当市及び当村におけるBCP策定等状況確認や改善点等について協議し、本計画の実施状況及び評価・検証を行う。また、協議会の評価結果は、当会理事会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HP等(年1回)へ掲載することで、地区内小規模事業者等が常時閲覧可能な状態とする。

【事業者BCP等の取組状況の確認について】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業者BCP等の取組状況のフォローアップ目標件数	3件	3件	6件	6件	6件

5) 本計画に係る訓練の実施

・自然災害(台風・地震等)が発生したと仮定し、当市及び当村との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

<2. 発災後の対策>

・自然災害等による発災時には、人命救助を第一に、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。(電話連絡やSNS等を活用して、職員の安否確認や業務従事の可否判断、家屋や道路等に係る大まかな被害状況等を、当会と当市及び当村で共有する。また、必要に応じて鹿児島県商工会連合会や鹿児島県等関係機関にも報告を行う。)

・感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがいの徹底を行う。

・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市及び当村における対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

・当会と当市及び当村との間で、地区内小規模事業者の被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(台風における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる暴風雨の場合には、当会代表や鹿児島県商工会連合会に連絡の上自宅待機等安全措置を取り、暴風警報が解除され次第出勤。出勤後は、当市及び当村と連携を取り、地区内小規模事業者等の被害状況調査を実施。調査結果については鹿児島県商工会連合会や鹿児島県等関係機関に迅速に報告を行う。

・職員全員が被災する等により応急対策が取れない場合の役割分担を決める。

・大まかな被害状況については、当会と当市及び当村で1日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内約10%以上の事業所で、「屋根の一部が飛ぶ」、「雨漏りしている」、「窓ガラスが割れる」「ドア・壁等の一部が傷つく」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内約1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており確認ができない。
被害がある	・地区内1~10%程度の事業所で、「屋根の一部が飛ぶ」、「雨漏りしている」、「窓ガラスが割れる」「ドア・壁等の一部が傷つく」等、比較的軽微

	な被害が発生している。 ・地区内 0.1～1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※被害想定に関わらず、連絡の取れない地域については大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市及び当村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	2日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	必要に応じて共有する

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・当会と当市及び当村は被害状況の確認方法や被害額（事業の再建に必要な金額合計、事業用の土地・建物、機械設備、商品・原材料・仕掛品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は、被害状況を県が指定する様式①に記載し、当会より鹿児島県へ鹿児島県商工会連合会を通じて報告を行う。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当市及び当村が共有した情報を県が指定する方法にて当会または当市及び当村より報告する。

様式① 鹿児島県 商工労働水産部 農工政策課 団体係 宛て（メールアドレス：dantai@pref.kagoshima.lg.jp）

令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

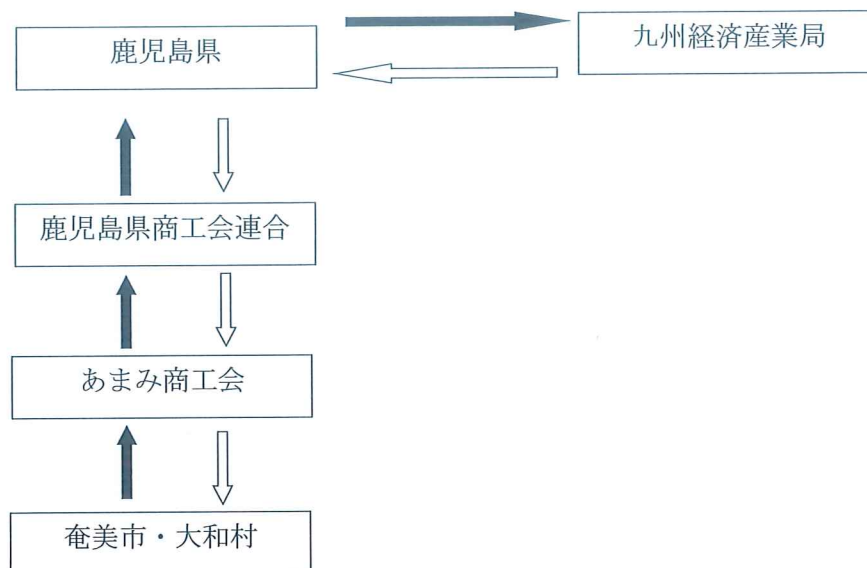
指定者：
電話番号：

メールアドレス：

被害合計金額

事業所名	住所	業種 （得意業）	従業員数 （得意業）	被害額内訳（単位：千円）					被害状況 （得意業） （被害状況がわかる内容があれば、
				被害総額 （得意業の被害に おおよそで）	土地 （建物・設備・ 農・畜産物） （得意業の被害に おおよそで）	建物 （得意業の被害に おおよそで）	機械設備 （得意業の被害に おおよそで）	商品、原材料、 仕掛品等	
1				0					
2				0					
3				0					
4				0					
5				0					
6				0					
7				0					
8				0					
9				0					
10				0					
11				0					
12				0					
13				0					
14				0					
15				0					
16				0					
17				0					
18				0					
19				0					
20				0					

・当会と当市及び当村が共有した情報を、鹿児島県の指定する方法（下図）にて当会より鹿児島県へ、鹿児島県商工会連合会を通じて報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・災害時の相談窓口の開設については、当会と当市及び当村による協議の上で安全性が確認された場所（特別な事由がない場合には当会館か当市及び当村庁舎内）において設置する。なお、当会は国の依頼を受けた場合には、独自に特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や鹿児島県、当市及び当村の施策）について、地区内小規模事業者等へ巡回や会報、HP 活用等により周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、または恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

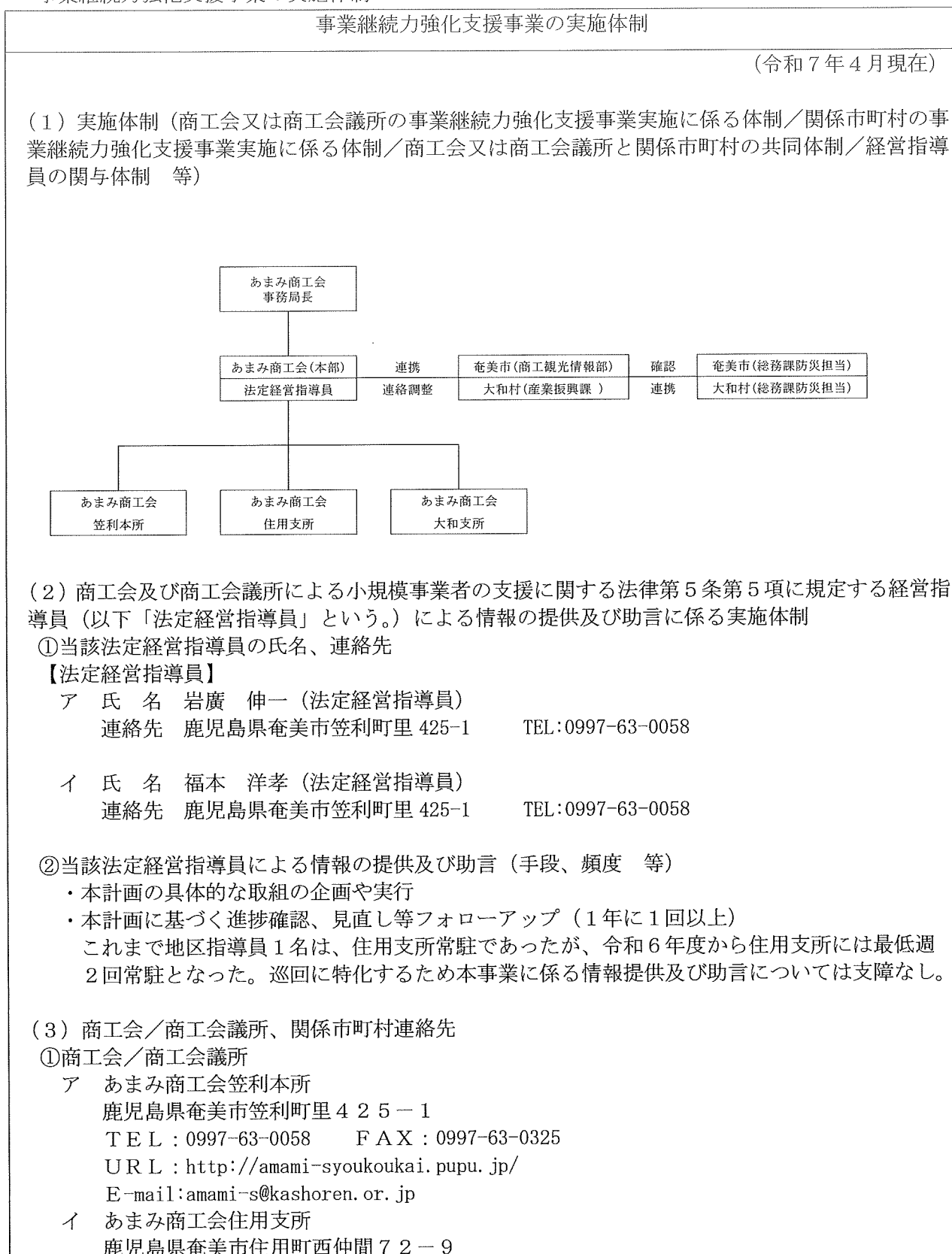
- ・鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を鹿児島県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



TEL : 0997-69-2139 FAX : 0997-69-2014

ウ あまみ商工会大和支所

鹿児島県大島郡大和村大和浜 8 0 - 5

TEL : 0997-57-2033 FAX : 0997-57-2325

②関係市町村

ア 奄美市商工観光情報部商工政策課

鹿児島県奄美市名瀬幸町 2 5 番 8 号

TEL : 0997-52-1111 (内線 5304)

URL : <http://www.city.amami.lg.jp/>

E-mail: shosui@city.amami.lg.jp

イ 大和村産業振興課

鹿児島県大島郡大和村大和浜 1 0 0

TEL : 0997-57-2153

URL : <http://www.vill.yamato.lg.jp/>

E-mail: sangyo@vill.yamato.lg.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
必要な資金の額	280	250	250	250	250
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ チラシ作製費	20	20	20	20	20
・ 防災備品購入費	50	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、鹿児島県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
①鹿児島県火災共済協同組合 理事長 小正 芳史 〒892-0853 鹿児島県鹿児島市城山町 1 番 24 号 鹿児島県中小企業会館 3 階 TEL:099-225-4218 / FAX:099-227-3595 ②東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島中央支社 支社長 大久保 隆 〒892-8567 鹿児島県鹿児島市加治屋町 12-5 鹿児島東京海上日動ビル 5 階 TEL:099-225-2344
連携して実施する事業の内容
① 事前の対策 ・巡回指導時や窓口にて自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。 ②地区内小規模事業者に対する復興支援 ・保険加入者リストの提供により、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う。
連携して事業を実施する者の役割
①休業補償、水災補償等の損害保険・共済の情報提供 ②事業継続の取組、BCP 作成に関する専門家の紹介 ③災害時の顧客リストの情報提供及び保険金請求の手続き
連携体制図等